

第5期（平成28～29年度）第1回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成28年7月8日（金） 午前10時から午前11時50分まで

場 所 日進市立図書館1階第2・3会議室

出 席 者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子、星野和三、林かぐみ、高平和彦、鈴木知代子、若松正樹、財部剛

欠 席 者 なし

事 務 局 金山敏和（企画部長）、石川達也（企画部次長兼企画政策課長）、横井健（企画政策課企画経営係長）、秋山純一（企画政策課企画経営係主事）

説明の為に出席した者 石川雅之（市民協働課長）、鈴木崇正（市民協働課課長補佐）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（1名）

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 諮問
- 7 議題
 - (1) 日進市自治基本条例について
 - (2) 日進市自治推進委員会について
 - (3) 日進市市民参加及び市民自治活動条例について
 - (4) 平成27年度市民参加手続の実施状況及び平成28年度市民参加手続の実施予定について
- 8 その他
- 9 閉会

配 付 資 料

資料1 日進市自治基本条例の解説

資料2 日進市自治推進委員会について

資料3 日進市市民参加及び市民自治活動条例について

資料4 市民参加手続関係資料

発 言 者	内 容
事 務 局	1 開会（午前10時）
	2 委嘱書交付
	3 市長あいさつ
	4 自己紹介
	5 会長・副会長選出 （委員の互選により昇委員を会長に、伊藤委員を副会長に選任）

発 言 者	内 容
	6 諮問 ・日進市自治基本条例の検証について
	7 議題
会 長	それでは、議題（１）「日進市自治基本条例について」、担当課から説明をお願いします。
企 画 政 策 課	（資料１に沿って説明）
会 長	今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。
会 長	法律は国民に対して義務などを課している一方で、憲法は政府や国会に対して国民から命令をしている仕組みとなっています。同様に、本市の各条例は市民に義務などを課している一方で、自治基本条例は市議会や市の執行機関に対して命令をしています。このため、自治基本条例第２７条第１項に「市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。」とありますが、特に市議会や市の執行機関は遵守について意識する必要があります。
委 員	自治基本条例第１２条第１項に「市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮する」と記載がありますが、市民の意思を反映していないと思われることがあります。このことについて、本委員会から意見を言うことはできるのでしょうか。
企 画 政 策 課	市の附属機関である本委員会が議決機関である議会に対して、直接意見を言う権能はありません。
会 長	地方自治体では、住民が直接選挙で首長と議員を別々に選ぶ二元代表制を採用しているため、それぞれお互いが自主性や自立性を尊重する必要があります。同条第２項で「市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。」とあるように、議会基本条例で議会運営の詳細について規定されています。このため、このお互いを尊重する関係性の根幹をゆるがすような事態がない限りは、本委員会として意見を言うことはできないと解釈されます。
委 員	先ほど会長が第２７条第１項の話をされましたが、市民が自治基本条例を遵守しているかについては、特に意識しなくてもいいのでしょうか。
市 民 協 働 課	本委員会は、自治基本条例の委任条例である市民参加及び市民自治活動条例（以下、条例という。）についても議論していますので、この条例の議論の中で、市民の活動状況について確認していきます。
会 長	それでは、議題（２）「日進市自治推進委員会について」、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	（資料２に沿って説明）
会 長	今の事務局の説明に関して質疑・意見等がありますか。
会 長	特に委員から質疑・意見等がないため、議題（３）「日進市市民参加及び市民自治活動条例について」、担当課から説明をお願いします。
市 民 協 働 課	（資料３に沿って説明）

発 言 者	内 容
会 長	今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。
委 員	本委員会での活動は、資料3の2ページの市民参加・市民自治活動・協働のイメージの中のどこに位置付けられるのでしょうか。
市 民 協 働 課	「市民参加」に位置付けられます。
委 員	「協働」の対象となる活動のイメージができません。例えば市とNPO団体が一緒になって子育てに関する取組をしていくことは「協働」にあたるのでしょうか。
市 民 協 働 課	地域の課題に対して、NPO団体などのコミュニティと市が役割分担をしながら解決を目指すことが、「協働」となりますので、今言われた子育ての取組も「協働」の一つとなります。
委 員	「市民自治活動」の範囲と「協働」の対象となる範囲について、もう少し具体的に説明してください。
市 民 協 働 課	例えば、市民が自主的に地域清掃や小学生の登下校の見守りをするなどのは、「市民自治活動」の範囲となります。一方で、活動をしたいけれども活動場所がないとのことで、市の施設を貸すことなどしていくことは「協働」となります。
委 員	補助金を出して事業をコミュニティにやってもらうことは「協働」にあたるのですか。地縁型コミュニティに補助金を交付することも「協働」ですか。
市 民 協 働 課	コミュニティが地域課題を解決するために活動するものに対して補助金を交付することは、「協働」の一種だと考えています。
会 長	補助金を出すことは、条例第20条第1号にある対等の原則にあたるのでしょうか。
市 民 協 働 課	補助金の交付はあるものの、地域課題の解決に当たっては、市とコミュニティは対等の立場で取り組んでいます。
委 員	指定管理者も「協働」なのでしょうか。また、条例第21条第1項第1号は指定管理者のことを想定しているのではないのでしょうか。
市 民 協 働 課	この条文は、にぎわい交流館のことを指しており、市として活動拠点を整備していくことを宣言しているため、指定管理者とは直接的には関係ありません。
事 務 局	指定管理者にはNPO団体や、民間の管理会社になる場合など、様々なケースがあります。NPO団体が指定管理者になる場合は、「協働」や「市民参加」の特色が出てくることもありますが、民間の管理会社の場合などは、そのようなことはあまり考えにくいと思われます。このため、指定管理者だから「協働」というわけではありません。
会 長	それでは、議題(4)「平成27年度市民参加手続の実施状況及び平成28年度市民参加手続の実施予定について」、担当課から説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(資料4に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。
委 員	この議題の趣旨を確認させてください。今回の報告は、市として、条例に規定されている市民参加の手続を遵守していることを示すことが目的でしょうか。

発 言 者	内 容
市 民 協 働 課	そのとおりです。
委 員	パブリックコメントを実施した結果、意見が0件となっている場合がありますが、これはいいのでしょうか。
市 民 協 働 課	今言われたことは、前期からの課題となっています。意見が0件であることが続くのであれば、市民から意見をいただけるようなパブリックコメントの手法を検討する必要があると考えています。
委 員	くるりんばすの検討については今回の報告対象とならないのでしょうか。
市 民 協 働 課	各課からの報告に基づき資料4を作成していますので、再度確認させていただきます。今後は予算書などでも確認をしていくつもりです。
委 員	各課からの報告とのことでしたが、市民協働課が、各課に対して市民参加についての意識を今まで以上に持つように働きかけていくべきではないのでしょうか。
市 民 協 働 課	これまで市民参加の所管は、企画政策課と市民協働課の2つの課でしたが、今年度からは市民協働課に一元化されたことから、今まで以上に市民参加を推進していくつもりです。
会 長	実効性がある推進を望みます。
	8 その他
事 務 局	(次回開催予定を説明)
事 務 局	9 閉会 (午前11時50分)